

25 貿情セ 調（経提）第7号
平成26年2月21日

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部
安全保障貿易管理課 風木課長殿
安全保障貿易審査課 長濱課長殿
安全保障貿易検査官室 坂元室長殿
写) 貿易管理部 中山部長殿
写) 安全保障貿易管理課 横田課長補佐殿
写) 安全保障貿易管理課 青木課長補佐殿
写) 安全保障貿易審査課 阿部統括審査官殿
写) 安全保障貿易審査課 林課長補佐殿
写) 安全保障貿易検査官室 下川室長補佐殿

一般財団法人 安全保障貿易情報センター
輸出管理のあり方専門委員会
委員長 田川 卓司

安全保障輸出管理に係る法制度・運用の見直しに関する要望

(～昨年度要望事項の進捗評価と今後～)

輸出管理のあり方専門委員会では、「安全保障貿易管理に係る法制度・運用の見直しに関する要望」を取りまとめ、3年前より継続して貴省へ提出させていただいております。その要望につきましては、貴省におかれましても真摯に受け止めて頂き、これまで数多くの要望を実現していただきました。最近では、「輸出規制品目番号体系の国際化」について、貴省のご指導の下、実現に向けた活動を推進しております。改めて、これまでのご高配に対して厚く御礼申し上げます。

これまでの要望事項を振り返りますと、テーマが多岐にわたるだけでなく、短期間の検討では実現できない、若しくは抜本的な見直しが必要な骨太なテーマも含まれております。今年度の当委員会では、昨年度の要望事項について、それぞれの進捗状況を確認し、現時点での必要性などを議論し、貴省に検討を加速して頂きたい項目、必要に応じて継続して提起していく必要がある項目、完了した項目等に仕分けて整理を行いました。これらの課題整理の取り組みを踏まえ、改めて貴省と課題認識を共有し、検討の進捗を図るための継続した意見交換の機会を設けることが必要であるとの認識に至りました。このたび、当委員会の意見交換の希望に応じて、これらの検討結果の詳細をご説明し、意見交換をさせていただく機会を設けていただいたことは、大変有意義であったと考えます。

今回の要望書では、上記の検討内容を踏まえ、昨年度の要望事項を以下3項目に整理し

直しております。

- I. 必要度が高く検討を進めていただきたい項目
- II. 必要に応じて継続して提起させていただく項目
- III. 完了した項目

引き続きご検討いただきたく、よろしくお願いいたします。

I. 【必要度が高く検討を進めていただきたい項目】

1. 国際標準となっている規制品目番号体系との対応関係の整理、準拠

現在、CISTEC の輸出管理のあり方専門委員会の規制番号国際化実現 WG と、貴省安全保障貿易管理課との間で検討作業が進められており、具体案の作成も大詰めとなりました。これに対応して、企業においては、管理システムの修正や、該非判定等に用いる帳票類の改訂、取引先との調整等のために、十分な準備期間が必要になってきます。適切な時期に、今後のスケジュールや内容について示して頂けますようお願い致します。

2. 国際レジームの規制解釈のハーモナイゼーション

企業がグローバルな経済活動を展開する上で、Level Playing Field の観点からレジーム加盟国の規制と整合的であることが必須です。規定振りについて国際標準との乖離があることは大きな支障となるため、引き続き検討をお願い致します。また、上記1. による規制番号国際化に係る我が国と EU 体系との対比作業を通じて、法令・解釈等の差異が明らかになった点があるとうかがっています。これらの点については、上記1. の検討作業と平行して、整合化に向けた調整も進めていただきたいと思います。

3. 基本的な法律の策定

現行の法体系は、あまりに複雑で専門家においても容易には理解できない面があることは否定できないところです。また、産業界等における輸出管理担当者は、新規に従事する者も年々増加してきており、中小企業においてはもとより蓄積があるわけでもありません。そのような中で、平成21年の外為法改正により、すべての輸出者に義務付けられた輸出管理を確実に対応する必要があることを踏まえると、現行の複雑で難解な法体系を見直して、安全保障貿易管理に特化した「外国貿易法（仮称）」の策定等、誰もが理解しやすい法体系に向けての抜本的改革に取り組む必要があると考えています。実現に至るまでには相当の時間と労力が必要であり、容易な作業ではないということはおもて承知していますが、輸出者側の状況をご理解いただき、今後、検討会の設置等、具体的検討に向けた対応をお願いいたします。

4. 国際レジームでの合意事項の迅速な反映

国際レジームでの規制緩和合意が、迅速に国内規定に反映されることが、国際競争力を確保する上で大きな要素となってきます。現状は、国際的に見て我が国の対応は素早いですが、諸外国の対応状況も視野に入れつつ臨機に改正できるようにするためには、輸出令別表1、外為令別表について、輸入や資本取引等と同様に、告

示での指定とすることが望ましいと考えます。

また、3年前に4月時点での改正を行っていただいた際には、今後は4~5月頃の改正を目指す旨のご説明がありましたが、残念ながら、その後年々後ろ倒しとなってきております。改正事項によって有利、不利が生ずることがありますので、実施時期が早ければ良いとは一概に言えませんが、公布は早期に行っていただくことにより、企業等において改正に対応するための十分な準備が可能となります。また、CISTECでは、改正内容を踏まえて、該非判定に必須のパラメータシート、項目別対比表等の帳票類の改正・追加等の対応が必要となってきます。輸出の際に税関でこれらが求められる場合もあり、施行日までにこれらの整備作業を完了させる必要があります。これらの事情に十分ご配慮をいただき、早期の公布とともに、公布から施行までの十分な期間の確保をお願い致します。

5. エンドユース規制中心の体系への移行

安全保障輸出管理のポイントは、企業等が懸念ある取引に巻き込まれないようなエンドユースチェックによるリスクマネジメントを行うことであり、法体系においてもエンドユース規制を中心に据えるべきと考えます。現在の法体系においては、エンドユースに懸念がない場合であっても、ほぼあらゆる輸出品目について、まず規制対象品目であるかどうかの該非判定を行う必要があるため、企業等においては、リスクマネジメントに寄与しない該非判定に多くのリソースを投入することを強いられているのが実態です。上記3.の検討の中で、エンドユース規制中心の体系への移行を検討いただきたく思います。

また、現行法制を前提としても、やり方次第では負担を軽減できるアイデアもあると考えます。企業等における該非判定にかかる過度な負担を極力軽減させ、本質のエンドユースチェックに精力が注げるよう、貴省による運用等の工夫を検討いただきたく思います。

6. 違反行為の自主的申告に対する取り扱いの明確化

CPに基づく社内監査等で、該非判定上のミス等を発見することがあった場合、それを報告するとペナルティが科されるのでは、「正直者が馬鹿をみる」結果になりCP制度の意義を損ないかねません。CP体制がしっかりと機能したからこそそのミスの発見だったわけですので、そのことを自ら申し出た場合には、法益の著しい侵害（世界の平和や安全を脅かすような事態）でない限り、ペナルティは科さず、過去数年にも及ぶ調査等も真に必要な場合に限定する等の運用とするように要望してきたところです。貴省では、このようなCISTECからの要望も斟酌したご対応をさせていただきつつある旨、CISTECからの照会に対するご回答で明らかにしていただきました。法の運用方針の透明性確保の観点から大きな前進であり、厚く御礼申し上げます。

ただ現時点では、CISTEC からの照会への口頭回答を当方で機関誌に公開したに留まっており、同方針を広く周知するためには、貴省としての法令等で明確にして頂くことが適切と考えます。

違反行為の自主的申告に対する扱いが法令等によって明確になっていることにより、安心して貴省に事故等の相談、報告に行けることとなりますので、そのような環境整備について引き続きご検討をお願いいたします。

7. 製造者への啓発活動の指導

外為法上、輸出者に責任をとらせることにならざるを得ないことは理解できますが、化学品など製造者しか判断できないものもあるため、製造者にしっかりとした該非判定をするよう啓発して頂くことが全体としての円滑な輸出管理に繋がると思います。貴省におかれましても、必要に応じてご助言、ご指導をお願い致します。

8. Q & A 等の通達、告示等への移行

この2～3年のうちに Q&A の全面見直しということで、産業界の意見を十分反映していただきました。一方で Q&A は Q&A に過ぎず法的な裏付けを持つものではありません。周知を徹底する観点から、機動的に注意事項や告示等とすべきと考えます。Q&A での公表後1年後を目処として告示等に移行するという運用も改善策のひとつとして検討いただきたいと思います。引き続きスリム化（まとめや一覧化等）に向けた対応もお願いいたします。

また、IT の活用、HP の充実、Q&A の充実等の際には、極力、輸出管理の経験が浅い一般の中小企業でもわかるような記述、例示にすることが望ましいと考えます。今後の対応の際、ご留意いただきたく思います。

II. 【必要に応じて継続して提起させていただく項目】

1. 誓約書制度の改善

数ある手続き負担の中でも個別許可申請時の誓約書に係るものは産業界にとって様々な形で大きな負担となっていました。輸出後の常時監視負担が実質的に大きく軽減されたことに加え、事前同意の対象は、最終需要者が確定している場合には再移転、再販売について不要となり、再輸出だけになったこと等、大きな進展だったと評価しています。引き続き、旧誓約書の切り替えについては、申請があれば速やかに処理をしていただきたくお願いいたします。

また、誓約書の有効期限の問題については、一定期間は必要ということは理解いたしますが、他方で未来永劫有効という制度も明らかに不合理であり、継続的課題としてご検討いただきますようお願いいたします。

2. 法解釈の一貫性、透明性担保のための継続的な取組み

法令解釈については、担当官によってバラツキがあったり、人事異動によって変わったりする等の問題が生じ、産業界として苦慮した経験があります。

しかし、貴省にはこの点についての問題意識を持っていただき、法令解釈や産業界からの照会への回答を一般化する形で、Q&A として迅速に公表されていることや、事前相談制度をより使いやすいものに改善されたことは、上記のような混乱の回避につながるものであり、高く評価しているところです。このような対応を今後とも継続していただくことによって、法令解釈の一貫性、透明性が向上するものと考えています。そして、上記 I. 8 で述べた観点に加えて、より法規範性を高めるためにも、一定期間を経過した時点で正規の通達、告示等に移行することが望ましいと考えます。

3. 技術進歩を踏まえた合理的な法解釈

近年の IT 技術等により、経済活動、人的交流は国境を意識させないものとなってきています。クラウドコンピューティングがその典型ですが、クラウドについては、昨年迅速に通達で指針を出して頂き感謝しております。

これまで想定できなかったような新規技術が出現することは、今後も考えられ、それらによる設計、製造等の飛躍的効率化、コストの大幅削減等が図られるケースも出てくるものと思われます。そのような場合には、これらの効果を大きく減殺することがないようにご留意いただき、必要に応じて、速やかに合理的法解釈、運用方針等の提示をお願いいたします。

4. 審査期間の短縮

貴省側のご努力により許可審査のスピードアップは進んでいます。一部企業では特別一般包括、特定包括、個別許可のすべてを電子申請に切り替え、その結果審査期間が短縮していると聞いています。これらの企業からはいずれの申請も速やかに出来、特に個別許可申請をした場合の審査期間は受理から許可が3～4日になり、全体としても2～3週間程度になっているとのことです。

一方で、一部では審査期間が長期化しているものもあると聞いています。その要因にはいろいろな事情があるとは思いますが、事前相談内容の審査段階での共有、五月雨式に指示される宿題の一括指示、審査状況の幹部も含めた日常的なウオッチ等を通じて、極力早期のご判断をお願いします。

なお、CISTEC の制度検討 WG では、英国にならって許可申請の受理から許可発給の所要日数実績をホームページで公開することを要望書として提出することを検討していますので、その際にはよろしくをお願いいたします。

5. 電子許可申請の促進、合理化

電子許可申請の促進は進んでいると思います。CISTECにおいても、その利点のPRを含めた啓発活動は行っておりますが、貴省におかれても、申請時に必要な書類の定型化を大きく進めたり、電子申請化へのアドバイザーや電子申請時のコンシェルジュのような機能を設けたりしていただく等の環境整備が、一層の利用促進のためには望ましいと考えております。また、電子申請の利用状況や問題となった事例紹介等の情報を、継続して提供下さいますようお願い致します。

6. 優良企業に対する輸出等手続きの簡素化

一定の要件を満たす優良企業に対しては、該非判定や許可申請などの輸出等手続きの簡素化の検討をお願い致します。制度・手続分科会では、特定包括あるいは、特定子会社包括で許可された懸念の低い需要者に対する許可申請書類の緩和に関して要望書提出を検討中であり、その検討状況も踏まえてご相談させて頂きたくお願い致します。

7. 海外子会社包括許可制度等の継続的見直し

海外子会社包括許可制度については、これまで産業界からの問題提起を踏まえて、制度導入後も見直しを継続的に行っていただき、感謝している次第です。しかしながら他方で、改正後の制度が未だに利用実績が極めて少ないまま推移している状況にあります。その理由としては、既存の包括許可制度で足りる面がかなりあること、制約が多い一方でメリットが少ないこと等が考えられます。海外子会社は、本社と一体となってシームレスな活動を展開しており、エンドユースには何ら懸念がないにも拘わらず、許可対象である以上、該非判定をせざるを得ない等の手続的負担も問題としてあります。これらの負担を極力減らすとともに、国際展開をする企業にとって大きなメリットと感じられるような制度設計が必要と考えております。このため、今後、改正後の制度の利用状況を改めてレビューしつつ、真にメリットがあり使いやすい制度とするための継続的な検討をお願い致します。

CISTECでも、制度・手続分科会傘下の制度検討WGでサブWGを立ち上げており、特定包括許可制度の緩和要望と合わせ、この海外子会社包括許可制度についても制度活用のための緩和要望の提出を検討中であり、その検討状況も踏まえてご相談させて頂きたくお願い致します。

8. 輸出先国に係るフォーリン・アベイラビリティについての不断の情報収集とそれを踏まえた規制対象品の見直し

CISTECの貨物部会（先端材料や工作機械の分野）において、逐次フォーリン・アベイラビリティについての意見を貴省に提出しております。特に経済発展が著しい中国等は、技術水準が急速に上がって来ており、レジームの規制対象として維持する理由も乏しくなっている品目も少なくありません。米国政府においてもそ

のような問題意識の下に対象の絞り込みの動きを活発化させています。我が国としても、そうした問題意識を常に念頭においておくことが必要であり、内外からの情報を踏まえて、適時に適切な見直しが行われますよう、引き続きご配慮をお願いします。

9. 輸出統計品目番号表（HSコード表）の他法令参考欄を充実させることによる判定の簡素化

輸出統計品目番号（国際的なHSコードに準拠）は、輸出者には身近なものであり、これと輸出令別表1の項目とのある程度精緻な関連性を明確化した表が作成できれば、中小企業等も含めて、該非判定等の容易化が図れるものと考えています。

税関では、これらの対比を実際には使用していると思われませんが、公的な対比表があると、格段に負担が軽減されるものと思われれます。実際、EUではそのHPでEUリストとHSコードの対比表を公開し、実務上の参考資料として提供しています。

CISTECでは、これまで税関ご当局や日本関税協会殿とも意見交換をしておりますが、本年度、あり方検討WGでサブWGを立ち上げておりますので、その検討状況も踏まえてご相談させて頂きたいと思っております。

10. 該当貨物及び非該当貨物の例示

ほとんどの物は非該当でありながら、明らかに非該当のものでも安全サイドで該非判定資料を求められ負担が増えるとの例が少なくなく、その負担軽減をいかに図るかという問題が産業界内部での大きな課題となっています。この点については、上記9のHSコードの活用や、各輸出者やCISTECのHP等において、CP企業等に係る該当、非該当の貨物をできるだけ多く具体的に例示して明らかにする等の可否も含めて検討しているところです。

本件は直接は民民ベースの問題ではありますが、背景としては、平成21年の外為法改正の際に導入された輸出者等遵守基準において、該非判定責任者を置くことが義務付けられ、該非判定を行うことがすべての輸出者に等しく求められることになったことがあります。輸出管理において本質的に重要な部分は、エンドユースのチェックという点にあり、このような無用の負担で消耗することは、決して望ましい姿ではありません。貴省におかれても、このような問題が産業界での課題になっていることをご理解いただき、その解決に関して、必要に応じてご助言、ご指導をお願い致します。

11. マスコミの理解促進

輸出企業にとって、機微貨物等の不正輸出を自ら行わないようにすることはもとより、不正輸出のネットワーク等に巻き込まれないようにすることは、当然求められるべき責務であると認識しています。また、時間と手間暇の節約のために、本来経るべき手続きを行わない等の行為は許されないことは当然です。

ただ、他方で、悪意ある確信犯的な無許可輸出と、該非判定や手続き上のミスによる無許可輸出とは、本質において格段の差があることも事実です。民生用途で使われたものか、機微用途で使われたものかによっても、その意味合いが大きく異なります。また、懸念国等において、或る企業の製品が発見されたとしても、それがどのような経緯、経路で渡ったのか、当該企業の関わりの有無等は、一概に断定できるものでもありません。

マスコミにおいて、これらに関する報道がなされる際には、時として、これらの峻別が十分なされないままに、あたかも当該企業が大量破壊兵器その他の機微用途向けに意図的に関わったかのようなニュアンスで伝えられる場合があります。これは、コンプライアンスに努めている企業にとっては大きなダメージとなりえます。

マスコミに対しては、上記の点について十分に理解いただける様に我々も働きかけを行いますが、貴省におかれても、このような産業界の問題意識にご理解を賜り、必要に応じて、ご助言・ご支援をいただければ幸いです。

Ⅲ. 【完了した項目】

昨年度に要望書で提出させていただいていた項目の中で、実現・改善していただいた内容について、以下に項目名のみを列挙させていただきます。2項、5項等については対応継続をお願いする事にはなりますが、これらの措置により、関係企業の管理負担は大幅に軽減されたところです。貴省のご理解とご尽力に心より御礼申し上げます。

1. 市販暗号特例の非該当化

2. 手続書類の大幅簡素化等

十数通の通達が提出書類通達として統合化され、必要な手続き書類についても一覧表にまとめられ、分かり易くなりました。

3. ホワイト国向け一般包括許可制度の創設

4. 特別一般包括許可における実地調査の適正運用

5. 行政サービスの向上

窓口や電話対応が丁寧かつ素早くなっていると感じています。

6. 法令解釈に係る事前相談制度の検討

以上